

平戸市監査公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和6年11月29日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象

一般財団法人平戸市振興公社

第2 監査の期間

令和6年9月25日

第3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

(2) 監査の対象とした事項

令和4年度及び令和5年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行状況について

第4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

(4) 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした令和4年度及び令和5年度の事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

指導事項等は次のとおりである。

### <参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## 【指導事項】

### 1 指定管理にかかる基本協定書について

- (1) 平戸市生月町博物館・島の館の管理に関する基本協定書第 15 条第 2 項で、管理施設の修繕を行う場合の費用負担の規定があり、「1 件につき 10 万円 (消費税及び地方消費税を含む。) 未満のものについては受託者が自己の費用と責任において実施するものとする。」となっているが、添付されている平戸市生月町博物館・島の館指定管理業務仕様書では、「10 万円以下」となっており、相違点がみられた。また、添付されている備品台帳に抹消された不用な備品等が記載されていたことから、契約の際には十分確認をされたい。
- (2) 平戸市総合運動公園「ライフカントリー」の管理に関する基本協定書には、自動車共済保険について明記されているが、平戸市たびら昆虫自然園の管理に関する基本協定書第 29 条の保険契約において、同自然園にある軽車両 1 台に関する記載事項がなく任意保険が未加入であった。任意保険については事故補償等重要事項であるため平戸市 (委託者) と協議の上早急に加入されたい。

## 【意見】

### 1 指定管理業務施設売店事業 (収益事業) について

指定管理業務施設の売店事業について、生月町博物館・島の館は、指定管理業務に売店事業が含まれ、売店収入を見込んで指定管理料が算定されていた。

たびら昆虫自然園及び切支丹資料館は、指定管理業務に売店事業は入っていないが、売店収入を見込んで指定管理料が算定されていた。

春日集落拠点施設は、施設内の一部を行政財産の目的外使用許可申請を行い、売店設置に関する協定書を取り交わし自主事業として売店業務を行っており、指定管理料の算定に売店収入は含まれていない。

このように業務の取り扱いが異なっているため、売店業務については、指定管理業務から除外して自主事業 (収益事業) とし、指定管理者が行う付加価値業務として取り扱いを統一し、収益につながるよう平戸市 (委託者) と協議されたい。

### 2 指定管理事業報告書について

シーライフひらどにおいては建設から 29 年経過しており、外壁ボードの破損箇所から躯体部分の一部が腐食しているのが見られ、屋内プール天井の一部も剥がれていた。また、ポンプ室配管からの漏水が見られた。施設の長寿命化診断を行うとともに必要な措置をとられるよう所管課と協議を進められたい。

平戸市生月町 B & G 海洋センターにおいては、ポンプ室の薬剤投入タンクや配管の劣化が見られるので、メンテナンスに留意されたい。また、トレーニングルーム内に設置された器具については、30 年以上経過しており点検も含め、安全に使用できるように留意されたい。

### 3 一般廃棄物収集運搬業務委託契約について

一般廃棄物収集運搬業務委託契約書第 12 条第 1 項において、「清掃業務を遂行するために車両等を貸与するものとする。」となっているが具体的に貸与する車両等の記載がなされていなかった。車両名を明記するとともに、無償貸与契約となっているので貸付人が車両の返還を求める場合の条件等を付されたい。